

故などの防止と 運転者対策の推進を図るため

12月1日から改正

運転者がまもるべきこと

自動車保有台数や運転免許保有者数は年々増加していますが、交通事故による死者数はあい変わらずの状態です。また、「国民皆免許時代」を迎えようとする今日において、運転者としての社会的責任を果していない事例も多く見受けられます。そこで、これらの問題に対処し、交通事故などの防止と運転者対策の推進を図るため、道路交通法の改正が行われました。

この中では、「運転者の社会的責任を明確にしたこと」「道路交通に関する問題の総合的かつ根本的な対策の推進を目指したこと」が強調されています。これらの趣旨を理解され、新しい道路交通法の下で交通安全の確立に努めていただきたいと思えます。

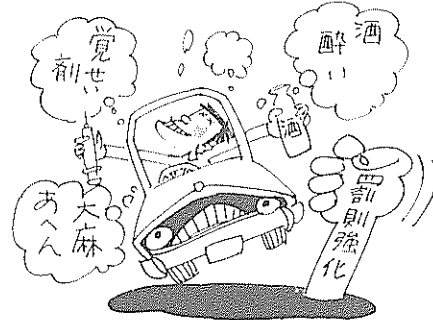
身体障害者などの保護

身体障害者が白色や黄色のつえをもって歩いているとき、車いすや盲導犬などにより通行しているとき、監護者がつき添わない子供が歩行しているときは、一時停止か除行をしてその通行や歩行を妨げないようにしなければなりません。

自転車などの保護

自転車が多く使用され、事故も多発が続いていることから自転車を道路交通法で位置づけました。その一つとして、「自転車横断帯」が新設されました。

自転車「自転車横断帯」を横断しているときや横断しようとしているときは、その直前で一時停止し、通行を妨げないようにしなければなりません。



「酒酔い」の状態で運転すると、最初は「大変」な思いがしますが、慣れてくると「あへん」な運転になってしまいます。

方に出る前に必ず一時停止しなければなりません。

「自転車横断帯」とその手前三十メートル以内の場所では、他の車を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。

「自転車横断帯」とその前後五メートル以内では、駐停車してはいけません。

「波帯」などの状況によって、「自転車横断帯」のなかで停止するおそれがあるときは、その「自転車横断帯」に入ってはなりません。

「二輪者のヘルメット着用義務」
「自転車横断帯」の場合、すべの道で、運転者、同乗者とも乗車用ヘルメットをかぶらなければなりません。

「原動機付自転車にのる場合も、事故防止のため、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。」

「高速自動車国道や自動車専用道路での運転の規定」
「自動二輪車（側車付きのものを除く）の二人乗りはできません。」

「高速自動車国道などに入るときは、あらかじめ燃料、オイル、貨物の積載状態など安全走行のために必要なすべての措置をこうじなければなりません。」

また、座席ベルトを装着するよう努めなければなりません。
「故障などのため停止するときは、

後方から進行してくる自動車の運転車が見やすいように、停止表示器材を置かなければなりません。

「二台以上の自動車や原動機付自転車を連ねるなどして集団で走行し、著しく交通の危険を生じさせたり、または著しく他人に迷惑をかけるような行為をしてはいけません。」

「麻薬や覚せい剤などにより、正常な運転ができないおそれのある状態で、運転した者は、きびしく処罰されます。」

「会社や官庁など自動車や五百以上の所では、安全運転管理者を一名置いていますが、台数の多い所では管理が十分行き届かないこともあるので二十台ごとに「副安全運転管理者」を一名選任しなければなりません。」

また、会社や官庁などは、安全運転管理者、副安全運転管理者、運転者などに対し、安全運転に関する事項をよく守らせるよう努めなければなりません。特に消防車や救急車の「安全運転教育」の強化の努力をしなければなりません。

更に、官庁や会社などの「安全運転管理者」は、公安委員会から報告や資料提出を命じられたときは、それに従わなければなりません。

「行政処分（罰則）の対象が新設」
「車検をうけていない自動車を運

道路交通法が変わります

交通事

転している者（無車検運行）
「強制保険」に加入していない自動車や二輪車を運転している者

表① 違反行為の点数

違反行為の種類	点数
酒酔い運転	15点
麻薬等運転	15点
共同危険行為等禁止違反	9点
無車検運行	6点
無保険運行	6点
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2点
保管場所法違反（道路使用）	2点
自動二輪車乗車方法違反	1点
故障車両表示義務違反	1点
保管場所法違反（長時間駐車）	1点

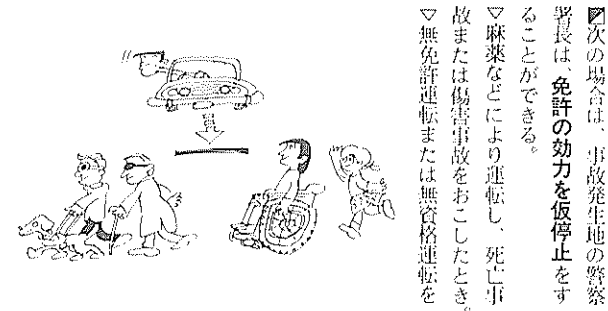
表② 反則行為

反則行為の種類	車両等の種類	反則金の額
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	大型車	8,000円
	普通車	6,000円
自動二輪車乗車方法違反	二輪車	5,000円
	二輪車	4,000円
故障車両表示義務違反	大型車	5,000円
	普通車	4,000円
	二輪車	4,000円

「無保険運行」
「道路を自動車の保管場所として使用している者（保管場所法違反）」
「違反行為の点数が左表①のようにかかります。」
15点で取消しに、6点以上で停止になります。注意しましょう。

「優良運転者に対する特別な処遇」
二年間、無事故、無違反の運転者が、軽い違反行為をした場合、その後三カ月間に、事故、違反がなければ、その軽い違反行為の点数は加算されません。

「新しく、左表②に掲げる行為が反則行為とされます。」
「仮免許の有効期間と「更新忘れ」の場合の特例が認められる期間が三カ月から六カ月に延長されます。」



「次の場合は、事故発生地の警察署長は、免許の効力を仮停止をすることができ。」
「麻薬などにより運転し、死亡事故または傷害事故をおこしたとき。」
「無免許運転または無資格運転を」

自転車を安全に乘るために

「死亡事故または傷害事故をおこしたとき。」
「自転車の保有台数の増加にともない、事故も多発しています。」
そこで、こんどの改正では、自転車をはつきり定義し、今までより積極的に交通用具としての「自転車」を打ち出しています。

「自転車とは……？」
ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く）であって、身体障害者用の車いすおよび小児用の車以外のものをいう。

「自転車横断帯が新設されます。」
「歩行者にとっての「横断歩道」にあたる「自転車横断帯」を設けて自転車の通行の安全を図ります。自転車は「自転車横断帯」のあるところでは、「自転車横断帯」を通行しなければなりません。」

「普通自転車とは……？」
「車体の大きさが次に掲げるもの以内であること。」
長さ・一・九メートル、幅・六・六センチ以内で、側車を付していないこと。
一人しか乗れない装置（幼児用座席を除く）を備えていること。
制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
歩行者に危害を及ぼすおそれが

